

防火区画と(特定)防火設備

前項では、「防火設備」に関する説明をもっぱら「建物間の延焼防止」のための設備として行つたが、防火設備には、もちろん「建物内部における延焼拡大防止」のための設備としての役割もある。

むしろ建築防火規制は、昭和40年代以降、市街地大火対策からビル火災対策に比重が移っているので、建築関係者も「防火戸その他の防火設備」の主要な役割は建築物内部の防火区画の構成要素である」と考えている人のほうが多いに違いない。

防火区画について定めた政令第112条を見ると、防火区画を構成する要素として準耐火構造の床または壁と並んで防火設備と特定防火設備があげられている。「特定防火設備」とは、「第109条に規定する防火設備であつて、これに通常の火灾による火熱が加えられた場合に、加熱開始後1時間当該加熱面以外の面に火炎を出さないものとして、国土交通大臣が

定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう」とされている。

「国土交通大臣が定めた構造方法」は、平成12年建設省告示第13369号（特定防火設備の構造方法を定める件）で示されている。その内容が「鉄製で鉄板の厚さが1.5mm以上の防火戸」などと従来の政令第110条第1項と基本的に同様であることは、「防火設備」の場合と同じである。

「特定防火設備」の基本性能が従来の「甲種防火戸」に相当するものであることは、改めて言うまでもないだろう。
なお、従来、政令第109条第2項に規定されていた「防火設備」とみなされる「外壁、そで壁、塀」等の規定のうち、その構造（「防火構造」を要求）に関する規定は、改正後は同項から削除され、この告示第1第6号に示されることになった。【外壁、そで壁、塀】等に対する構造制限が「特定防火設備」に限定されたことにより、「規制緩和」が図られることになったのである。

また、同じように従来同条第3項に規定されていた小換気口等に関するみなし規定も政令から削除されてこの告示第7号に移された。いずれも、規定ぶりが「仕様書規定」的だからであろう。

防火区画を構成する防火設備の性能

防火区画には、面積区画、竪穴区画、異種用途区画などさまざまな種類があり、その種類に応じて、熱や煙に対する要求性能が定められていることは、「防火区画」の項で述べたとおりである。

このため、防火区画を構成する防火設備や特定防火設備にも、その防火区画の特性に応じて、熱や煙に関するさまざま性能が要求されることになる（令第112条第14項）。従来は、防火区画を構成する「防火戸その他の防火設備」は甲種防火戸と乙種防火戸に限定されていたの

で、これに「常時閉鎖式防火戸」や「煙の発生や温度の急上昇と連動して自動的に閉鎖する構造」などの概念を組み合わせて要求性能が示されていたが、平成12（2000）年の改正で「性能規定化」されたことに伴い、「防火設備」が「防火戸」に限られなくなつたため、表現が



特定防火設備の基本性能は従来の甲種防火戸に相当

大幅に変更された。基本的な考え方は従来と同様なのだが、概念が一般化されただけ具体的なイメージがつかみにくくなつたと言えるだろう。

愚痴はともかく、改正条文（令第112条第14項）を考えてみよう。

同項第1号が火災の延焼拡大を防止することに主眼を置いた規定であり、同項第2号がそれに火災によつて発生する煙から人命を守る性能を加えた規定であることは、すぐわかるだろう。

あまり一般的でないドレンチャーのようなものまで含めて表現しているためわざりにくくなつてゐるので、「作動する」などドレンチャーのような設備をイメージした表現をとりあえず省略し、「防火戸」をイメージして整理してみよう。

第1号では、まず最初に、「防火戸」は「常時閉鎖した状態」にあるか、そうでなければ「隨時閉鎖できるもの」であることが要求されている（同号イ）。「防火戸」なら当たり前の性能だろう。

二番めに、「居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の通行の用に供する部分に設けるもの」について

は、閉鎖した状態において「避難上支障がない」ことが必要である（同号ロ）。「閉鎖した状態において避難上支障がないことなどあるわけはないが、ここで言つた「直接手で開くことができる」ととか、同項第2号にあつた「避難路に設けられる防火戸にはくぐり戸を設けること」などに相当する措置が必要だということに違ひない。

三番めの要件は、常時閉鎖式以外のものは、火災による煙の発生または温度の急上昇の場合に、「自動的に閉鎖する」ことである（同号ハ）。旧政令では同項第3号に相当すると考えればよいだろう。

煙対策に主眼を置いた第2号では、この三番めの要件に代えて「避難上及び防火上支障のない遮煙性能」を有していることと、常時閉鎖式以外のものは「火災により煙が発生した場合に自動的に閉鎖」することを要件としてあげている（同号コ）。

この遮煙性能を要求する規定は旧政令では同項第4号に相当するのだが、常時

閉鎖式も含めた規定になつてているところ

に注目する必要がある。実は、旧政令の

同項第4号は「常時閉鎖式防火戸」につ

いては規定していなかつたため、「常時

閉鎖式防火戸なら遮煙性能があるはず」

と暗黙のうちに扱う妙な規定ぶりになつ

ていたのだが、今回の改正できれいに整

理された。このため、普通の常時閉鎖式

防火戸のほかに「遮煙性能のある常時閉

鎖式防火戸」というグレードができるこ

とになり、一種の規制強化ではあるのだが、これまでがおかしかつたのだから当然の改正だろう。

以上のように、一見読みにくい改正条

文も、防火戸だけをイメージして読んでみれば、概念整理がされた分だけ従来よりもスッキリしたと言えるかも知れない。ドレンチャバーなどを使いたい場合には、そのとき改めてその設備をイメージして、「閉鎖」を「作動」と読み替えればよいのである。

この第14項に適合する防火設備として認められるかどうかは、例によつて「国土交通大臣が定めた構造方法を用いるも

の又は国土交通大臣の認定を受けたも

の」とされている。

第1号に関して「国土交通大臣が定め

た構造方法」は、平成12年建設省告示第

1370号（防火区画に用いる防火設備

等の構造方法を定める件）によつて示さ

れている。この告示は「防火戸」だけを

対象として定められており、「面積が3

平方メートル以内の常時閉鎖状態を保持

する構造の防火戸」など、従来政令第112

条第14項柱書きにあつた事項のほか、昭

和48年建設省告示第2563号（火災に

より煙が発生した場合又は温度が急激に

上昇した場合に自動的に閉鎖する甲種防

火戸又は乙種防火戸の構造の基準）で示

されていた煙感知器や熱感知器との連動

の条件などの仕様書的規定が、従来とそ

つくり同様なかたちで示されている。

また、第2号に関しては同様に、平成12年建設省告示第1371号（防火区画に用いる遮煙性能を有する防火設備の構造方法を定める件）で定められ、昭和48年建設省告示第2564号（火災により煙が発生した場合に自動的に閉鎖し、か

能を有する甲種防火戸又は乙種防火戸の部分又は昇降機の昇降路の部分」（令

構造の基準）を基本的に踏襲した構造方法が定められている。

防火区画の種類に応じた防火設備の性能

表は、政令第112条第1項から第13項ま

でに定められた防火区画の構成要素として認められる防火設備の性能を整理したものである。これを見ると、それぞれの

防火区画で認められる防火設備は、遮炎性能、閉鎖（作動）方式、煙に対する性能によって、五つのタイプに分かれることがわかる。

(1) 階段室等または第13項の異種用途区画に設けられる防火設備

防火区画の構成要素となる防火設備のうち、もつとも厳しい性能が要求されているのは、表で「A」に分類したタイプのものであり、1時間の遮炎性能（特定防火設備）と煙を有効に遮蔽する性能（遮煙性能があり、かつ、常時閉鎖（作動）しているか、煙の発生により自動閉鎖（作動）する性能があること）が求められている。

このタイプのうちの一つは、「階段室

表 防火区画の種類に応じた防火設備の性能

項番号 (令112条)	規定の概要	防火設備(法2条第9号の2)				特定防火設備				建築物の構造	区画する床 or 壁の構造	内装制限			
		随时閉鎖(作動)		常時閉鎖(作動)		随时閉鎖(作動)		常時閉鎖(作動)							
		自動				自動									
		手動	熱or煙	煙連動+	遮煙性能	手動	熱or煙	煙連動+	遮煙性能	無	有				
第1項本文	面積区画(1500 m ²)	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	B	耐火 or 準耐火	準耐火構造(1時間)	—
第1項第2号	1500 m ² 区画不要の階段室等	×	×	×	×	×	×	×	○	×	○	A	耐火 or 準耐火	準耐火構造(1時間)	—
第2項	面積区画(500 m ²)	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	B	準耐火(45分)	準耐火構造(1時間)	—
第3項	面積区画(1000 m ²)	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	B	準耐火(1時間)	準耐火構造(1時間)	—
第4項	500 m ² 、1000 m ² 区画不要の階段室等	×	×	×	×	×	×	×	○	×	○	A	準耐火	準耐火構造(1時間)	仕上げのみ準不燃
第5項	高層面積区画(100 m ²)	×	○	○	○	○	×	○	○	○	○	D	耐火	耐火構造	—
第6項	高層面積区画(200 m ²)	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	B	耐火	耐火構造	下地、仕上げとも準不燃
第7項	高層面積区画(500 m ²)	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	B	耐火	耐火構造	下地、仕上げとも不燃
第8項	高層面積区画不要の階段室等	×	×	×	×	×	×	○	○	×	○	A	耐火	耐火構造	—
第8項 かっこ書き	100 m ² 区画不要の階段室等	×	×	○	×	○	×	○	○	×	○	C	耐火	耐火構造	—
第9項	堅穴区画	×	×	○	×	○	×	○	○	×	○	C	準耐火	準耐火構造(45分)	—
第11項	スパンドレル部分の開口部	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	E	—	準耐火構造(45分)	—
第12項	異種用途区画(法24条)	×	×	○	×	○	×	×	○	×	○	C	防火構造	準耐火構造(45分)	—
第13項	異種用途区画(法27条)	×	×	×	×	×	×	×	○	×	○	A	耐火 or 準耐火	準耐火構造(1時間)	—

第112条第1項第2号)に設けられる防火設備であり、同条第4項および第8項も同じタイプのものである。

この防火区画は、高層建築物などで階段室や昇降機の昇降路部分の見かけの床面積が大きくなり、面積区画の要件を超えてしまう場合に、階段室等の開口部を煙を有効に遮蔽する性能のある特定防火設備で区画すれば、その階段室等をいくつかの部分に面積区画する必要はないとするものである。堅穴区画の一種だが、通常の防火設備は認めておらず、より厳しい基準となっている。

このタイプのもう一つは、同条第13項の異種用途区画に設けられる防火設備である。特殊建築物の用途とそれ以外の用途とのあいだに設けられる防火区画の開口部には、煙を有効に遮蔽する性能のある特定防火設備を設置しなければならない、というわけである。これは、第13項の異種用途区画が、延焼拡大の防止と人命被害の防止の両方の観点から規定されているためであると考えてよいだろう。次に厳しい性能が要求されているのは

(2) 面積区画に設けられる防火設備

「面積区画」に設けられる防火設備で、表では「B」に分類した。1時間の遮炎性能と火災時に確実に閉鎖（作動）状態を保持する性能は要求されているが、煙を有効に遮蔽する性能は要求されていない。

これは、「面積区画」の考え方方が基本的に「延焼拡大の防止」を中心で「人命被害の防止」という視点が少ないとため、防火区画を超えて煙が拡大することはやむを得ない、とされているためであろう。

(3) 竪穴区画または第12項の異種用途区画に設けられる防火設備

これに対して「竪穴区画」に設けられる防火設備（表では「C」に分類）は、遮炎性能は20分でもよい（通常の防火設備）が煙を有効に遮蔽する性能は必要であるとされている。これは、「竪穴区画」が基本的に「人命被害の防止」を重視し、竪穴部分を介して煙が上階に拡大して死者が出ることを防ぐことと、避難路としての階段室を煙から守ることの二つのねらいから設けられた規定であるためと考えてよいだろう。

なお、面積区画が適用されないよう階

段室等を他の部分と区画する防火区画に設けられる防火設備のうち、第8項かつ柱書きの場合は「A」タイプ。

高層部分を特定防火設備などで200m²区画（第6項）または500m²区画（第7項）する場合は、階段室等の防火区画にも特定防火設備が必要だが、通常の防火設備を用いてもよいから100m²以内ごとにより細かく区画したほうがよいという場合（第5項）には、階段室等の防火区画も普通の竪穴区画並みに通常の防火設備を設ければよい、ということである。

(4) 100m²区画に設けられる防火設備
火災が発生した場合に、自動的に閉鎖または作動することが要求されている防火設備のうち、もつとも要求性能が緩やかなのが、第5項の高層面積区画（100m²）に用いられるものである。遮炎性能は20分でよく、とにかく火災が発生したときに閉鎖状態が確保されればよいとされ、特段の遮煙性能も必要ない。表では「D」タイプに分類した。

面積区画に用いられる防火設備は通常は「B」タイプであり、1時間の遮炎性能（特定防火設備）が要求されるのだが、この100m²区画だけは高層部分の区画であるにもかかわらず20分の遮炎性能（通常の防火設備）でよい、とされている。これは、遮煙性能が多少弱くても小さな面積ごとに多数区画すれば、内部の可燃物量が限定されることもあり、延焼拡大防止性能は大きくなる、という考え方であろう。

(5) スパンドレル部分の開口部に設けられる防火設備

政令第112条に規定されている各種防火設備のうち、スパンドレル部分の開口部

に設けられる防火設備（第11項）についてだけは、第14項に列挙されていない。

「第14項に列挙されていない」ということは、この部分に設けられる防火設備は火災時に閉鎖状態であることが担保されている必要はなく、たまたま閉鎖または作動した状態にあるときに20分間の遮炎性能があればよい、ということである。

スパンドレルの規定は、壁や床などでせつかく防火区画をしても、外壁の開口部が建築物内部の防火区画を挟んで近接して設けられていると、その外壁の開口部を介して延焼してしまう可能性があるため、開口部同士を90cm以上離すか、50cm以上突き出したそで壁や庇等で炎を遮るようにしなければならないということである（第10項）。

したがって、この第11項は第112条に「防火区画」の規定の一環として置かれているが、位置的にも性格的にも「耐火建築物」の外壁の開口部に要求される防火設備に類似しているのである。第11項の防火設備の性能が、「防火区画」系の規定としては例外的に火災時の閉鎖状態の確保を必須のものとして要求しているのは、耐火建築物の外壁の開口部に設けられる防火設備とのそんなバランスからきているものと考えられるのである。この部分に設けられる防火設備は、表では「E」に分類した。

防火区画貫通部の埋め戻し

準耐火構造の床や壁で防火区画をしていても、その防火区画を給水管、配電管などの他の管が貫通する場合がある。このとき、その管と防火区画とのあいだに施工上どうしても隙間ができてしまうことがある。第15項は、その隙間をモルタルその他不燃材料で埋めなければならぬのが、この第11項の規定である。この理屈のうえではそのとおりだが、実際に施工しようとするときこうたいへん

なので、100%完璧に埋め戻し作業が行われていない建築物も少なくないことはご存じのとおりである。

防火ダンパー

換気、暖房または冷房の設備の風道が準耐火構造の防火区画を貫通する場合には、風道が区画を貫通する部分またはそこに近接する部分の風道内に、火災が発生した場合に自動的に閉鎖して火災の拡大を防止する一種の防火戸（ダンパー）を設けなければならないことされている（第16項）。このダンパーは、通常「防火ダンパー」と呼ばれている。

平成12（2000）年の改正で、従来の「防火戸」という概念は第1項から第14項までは「防火設備」という概念で置き換えられ、必ずしも防火戸のような形状のものである必要はなくなつたが、この第16項については、第1号で「火災により煙が発生した場合又は火災により温度が急上昇した場合に自動的に閉鎖するものであること」とされているため、防火戸のような形状のものに限定されないと考えてよいだろう。この項で「防火

ダンパー」という通称を使っているのはそのためである。

防火ダンパーの遮炎性能は、準耐火構造の防火区画を貫通する場合は原則として1時間（特定防火設備）が要求されるが、20分の遮炎性能を有する通常の防火設備によって区画すべき準耐火構造の壁を貫通する場合には通常の防火設備でよいこととされている。

遮炎性能に関しては、防火ダンパーにも「特定防火設備」や「防火設備」としての基準が適用されるため、平成12年建設省告示第1369号（特定防火設備の構造方法を定める件）と平成12年建設省告示第1360号（防火設備の構造方法を定める件）のなかで一緒に定められている。

一方、熱や煙に関する性能に関しては、平成12年建設省告示第1372号（防火区画を貫通する風道に設ける防火設備の構造方法を定める件）により示されている。

この告示では、防火ダンパーに煙感知器連動閉鎖式で、かつ、遮煙性能を有することが要求されている場合として次の

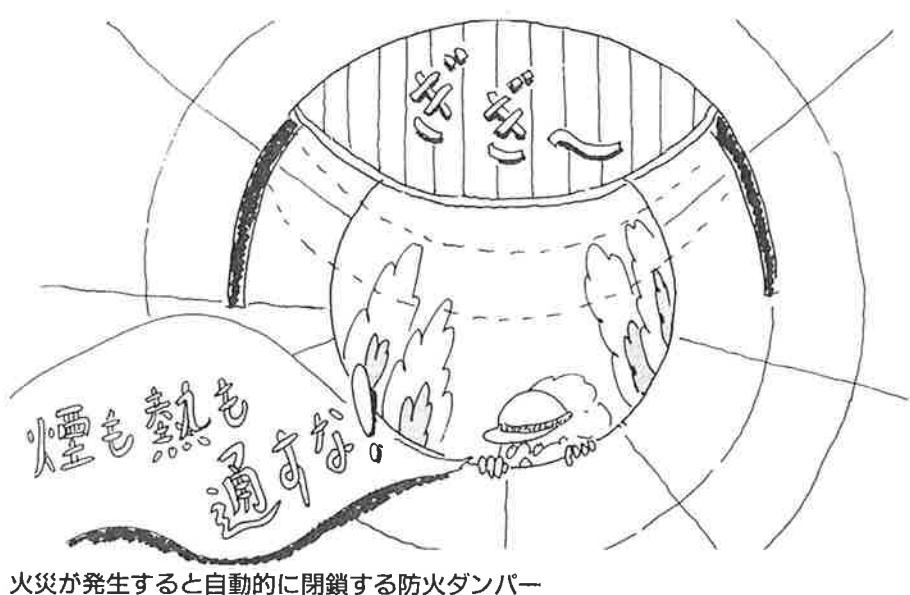
二つをあげており、これ以外の場合は熱感知方式でもよいとしている。

①風道が令第112条第1項第2号、第4項、第8項、第9項、第12項または第13

項の規定による防火区画を貫通する場合②主要構造部を準耐火構造とし、かつ、地階または3階以上の階に居室を有する建築物において、2以上の階に換気口を有する同一系統の風道が、換気口等を有する階の直上の耐火構造等の防火区画である床を貫通する場合

表を見るとわかるように、①で列挙されている防火区画は、その開口部に「煙連動+遮煙性能」を有する防火設備を設置しなければならないもの（「A」タイプと「C」タイプ）である。このような防火区画を貫通する風道に設けられる防火ダンパーが同様の性能を持たなければならぬというのは、まあ当然のことと言えようか。

②は、火災が発生したときに、風道を通つて煙やCOが上階に拡大し、そこにいる人が中毒して死んでしまう、などというタイプの事故を防ぐために設けられた規定である。



①) 年の改正の大きな目玉のひとつが「性能規定化」であり、耐火建築物についても、「主要構造部」を「耐火構造」とする以外に、当該建築物に応じて必要とされる耐火性能を有するものであれば、「耐火建築物」として認められることとなつた（法第2条第9号の2イ(2)）。

その技術的基準は政令第108条の3で定められており（「耐火建築物と準耐火建築物」175頁参照）、大きく分けて二つのルートがある。

一つは、主要構造部ごとに当該建築物の屋内において発生が予測される火災による火熱が加えられた場合に、当該主要構造部が所定の非損傷性、遮熱性、遮炎性を有すること（同条第1項第1号イ）とともに、外壁が、当該建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が原則として1時間加えられた場合に、所定の非損傷性と遮熱性を有すること（同号口）を「耐火性能検証法」により確かめる方法であり（同項第1号）、もう一つは、以上のような性能を有することについて国土交通大臣の認定を受ける方法である（同項第2号）。

この場合、主要構造部である床または壁の開口部に設けられた防火設備（「開口部設備」）についても、「耐火性能検証法」で要求されるのと同等の性能が要求されることは当然である。この「開口部設備」の性能を検証する方法が「防火区画検証法」であり、その考え方は、当然のことながら「耐火性能検証法」と同様である。

すなわち、「開口部設備」が設けられる開口部が面する室で発生が予測される火災の継続時間を「耐火性能検証法」と同様の方法（同条第2項第1号）により算出し（同条第5項第1号）、「当該開口部設備の構造方法及び当該火熱による開口部設備の表面の温度の推移に応じて国土交通大臣が定める方法」によつて求め

る可燃物量等に応じて定まる「当該室における火災の継続時間」よりも、各主要構造部がその火災による火熱に耐えられることが長いなどの条件を満たすことを確かめることとされている（同条第2項）。

この場合、主要構造部である床または壁の開口部に設けられた防火設備（「開口部設備」）についても、「耐火性能検証法」で要求されるのと同等の性能が要求されることは当然である。この「開口部設備」の性能を検証する方法が「防火区画検証法」であり、その考え方は、当然のことながら「耐火性能検証法」と同様である。

ここで留意しておかなければならぬのは、「防火区画検証法」によつて防火設備の遮炎性能を確かめるのは「耐火性能検証法」によつて耐火性能を確かめるルートをとる場合だけだということである（同条第4項）。

耐火性能について、国土交通大臣の認定を受けるルートをとる場合には、開口部設備の遮炎性能についても国土交通大臣の認定を受けなければならないのであ

る「耐火性能検証法」では、建築物の室内の可燃物量等に応じて定まる「当該室における火災の継続時間」よりも、各主要構造部がその火災による火熱に耐えられる時間が「屋内火災保有耐火時間」のほうが長いなどの条件を満たすことを確かめることとされている（同項第3号）。

ここで、「保有遮炎時間」とは、「当該開口部設備が、当該建築物の屋内において発生が予測される火災による火熱が加えられた場合に、当該加熱面以外の面に火炎を出すことなく耐えることができる加熱時間」とされている（同項第2号）。また、「国土交通大臣が定める方法」については、平成12年建設省告示第143号（耐火性能検証法に関する算出方法等を定める件）のなかで一緒に定められている。